

の件についてお諮りいたします。本件につきましても、第十九回国会の調査事項と同様として、議長にその承認要求をいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○大西委員長 それではさよう決定いたします。

○大西委員長 次に小委員会の設置並びに小委員及び小委員長の選任につきお諮りいたします。これにつきましても小委員会及び小委員長については第十九回国会の通りとし、小委員の選任につきましては、所属党その他の変更がありましますので、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○大西委員長 それではさよう決定いたします。

○大西委員長 次に去る一日の理事会で理事各位の御決定を願つたのであります。来る六日午後一時より小委員会を開き、石油関税に関する問題について参考人を招致し、その意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○大西委員長 それではさよう決定いたします。

○大西委員長 次に年末金融の問題について質疑を許します。永井君。

○大西委員長 それではさよう決定いたします。

○大西委員長 次に去る二日本委員会に付託せられた昭和二十九年八月及び九月の風水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案を議題とし、その提案理由の説明を求めます。加藤政務次官。

昭和二十九年八月及び九月の風水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案
昭和二十九年八月及び九月の風水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法

(目的)
第一条 この法律は、昭和二十九年八月及び九月の風水害(以下「風水害」という。)によつて損害を受けた小企業者に対する復旧事業資金の融通について利率の引下の措置を講ずることにより、損害の復旧の促進と経営の安定に資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律で「被害小企業者」とは、商工業その他政令で定める事業を行う小規模の事業者(常時使用する従業員の数が十五人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、三人)以下の会社又は個人をいう。)又は中小企業等協同組合であつて、政令で指定する地域内に事業所を有し、かつ、風水害によつて損害を受けたものをいう。

2 この法律で「復旧事業資金」とは、金融機関(銀行、無尽会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫及び信用協同組合をい

う。以下同じ。)が、被害小企業者に対し、その損害の復旧に必要な事業資金(企業組合以外の中小企業等協同組合については、共同施設に係るものに限る。)として、被害小企業者一人につき総額二十万円(企業組合以外の中小企業等協同組合については、百万円)の範囲内で、償還期限を六月以上三年以内とし、その金融機関が通常それと同種類の貸付を行う場合の利率より次条の規定によつて都道府県がその金融機関に補給する金額を基礎として算出した利率だけ引き下げた利率で昭和三十年三月三十一日までに貸し付けるものをいう。

(国庫補助)
第三条 政府は、都道府県に対し、予算の範囲内で、都道府県が金融機関との契約により、その金融機関に対しその貸し付けた復旧事業資金につき年五分以内で政令で定める利率を適用して計算した金額に相当する金額の利子補給を行う場合におけるその利子補給に要する経費の二分の一の金額を補助する。

2 前項の規定により政府が都道府県に対し補助する場合におけるその補助に係る復旧事業資金の総額は、五億円を限度とする。

(補助金の打ち又は返還)
第四条 政府は、都道府県がこの法律又はこの法律に基く命令に違反したときは、その都道府県に対し交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(政令への委任)
第五条 この法律に定めるものの外、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

この法律は、公布の日から施行する。

○加藤政府委員 昭和二十九年八月及び九月の風水害による被害小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案につきましても、提案理由を御説明申し上げます。

わが国経済の健全な発達をはかるためには、その基盤をなす中小企業の振興をはかることが喫緊事であることにかんがみましても、政府としましてものが育成に万般の措置を講じつつあるものであります。特に最近の経済及び財政金融情勢下におきましては、中小企業に対する金融の円滑化、その経営の安定化は刻下の急務となつて参つておるのでございます。しかるに、本年八月及び九月における台風によつて、中小企業者の被つた損害は、商工業関係におきまして約百二十億円の巨額に上り、これに対する資金の融通については、特段の配慮を必要とすると考えられるのでございます。政府としましては、これに対処いたしますため中小企業金融公庫国民金融公庫等を通ずる政府資金の特別融資措置を講じて来たのでありますが、さらにこれに加えて、昭和二十八年における風水害に際してとられたと同様に、一般金融機関よりの被害小企業者に対する融資について特に積極的な優遇策を講ずることとしたしまして、従来とすれば金融の恩恵を受けることの少なかつ

たこれら小企業者に対する災害復旧資金の融通を一段と強化し、もつてその期待にこたへたい所存でございます。次にこの法案の概要を御説明申し上げます。この法律におきましては、金融機関が被害小企業者に対し、災害の復旧に必要な事業資金として二十万円以内の貸付を行った場合においてその都道府県がこれにつき年五分の利子補給を行つたときは、政府といたしましては、その利子補給額の半額をその都道府県に支給することとしたしております。従いまして実際の支給は、金融機関に対してなされることとなるのであります。これによつて、被害を受けた小企業者は通常の場合よりも年五分だけ低い利子で資金の調達ができることとなりまして、その災害の復旧の促進と経営の安定に資することができると考えられるのであります。なお予算上の措置といたしましては、さしあたり本年度の補正予算案におきまして二百万円を計上いたしておる次第でございます。

以上がこの法律案の提案の理由とその概要でございます。どうぞ慎重御審議の上、可決せられますよう御願ひ申し上げます。

○大西委員長 以上で提案理由の説明は終りました。本案の審議は明日にこれをやりたいと存じます。

○大西委員長 次に年末金融の問題について質疑を許します。永井君。

○永井委員 この際中小企業庁長官から年末金融に対して当面措置している計画を簡単に御説明願ひたいと思ひます。

て御説明申し上げます。

まず第一に、かねて問題になっておりました政府の指定預託金の引揚げ延期の問題でございますが、十月分につきましては、災害地帯を除きまする都道府県におきまします信用金庫、相互銀行に對する預託金約四億五千万円は引揚げられましたが、その残り十一億円はそのままです。十一月分につきましては、金額十六億円の預託金のすえ置きを決定を見たわけでございます。十二月分の引揚げ予定の十六億につきましても、われ／＼当然この年末を控えての際でございまして、これはすえ置きものというふうな考へて措置いたしておるような次第でございます。

次に政府機關の問題でございますが、國民金融公庫におきましては、昨年は大体百十九億の第三・四半期の融資実績でございましたが、今年度におきましてはこれを百二十九億まで増加して参るという決定を見まして、逐次その貸出しを行つておる次第でございます。

中小企業金融公庫につきましては、御承知の通り上期百億、下期百億という予定でございましたが、今期におきましては、これは長期資金でございまして、やはり年末金融の一助にもなるかと考へますので、当初の予定は六十億でございましたが、これを八十億くらいまで増加したいということでその手配を終つております。もし万が一、予定の金融がこれをオーバーするということになりましたら、第四・四半期に予定されるものを引揚げて参つてもいいのじやないかというふうな考へ方をとつて進んで参つております。

商工組合中央金庫につきましては、

昨年度は大体九十億程度の融資増といふことになっておりますが、今年度も大体九十億前後の融資増を見込んでおりまして、その資金的な手配は大体見通しがついております。ただこれが國民金融公庫と同じように、回収金を含めての融資といふことになりまして、商工中金におきましては、従来毎月百億くらいの資金を回収して百十億くらい貸し付けておるという状態でございまして、この三箇月間におきましては、四百九十四億、大体五百億近い資金を貸し付けて、結果におきましては約九十億くらいの貸出し増といふことに相なつてございまして、その資金源をいたしましては、先ほど申しました政府預託金の引揚げの延期というふうなこと、あるいは日本銀行からの二次高率による借入れというふうなことで十分調達がつくというふうな考へておる次第でございます。なお御承知の通り、商工中金は信用組合と取引をいたしておりまして、いわば信用組合の親銀行のような形で、信用組合を通じて零細な金融をいたしておるわけでございます。現在約九億近い金が出ておるわけでございますが、年末に際しまして、特別に便宜をはかるようにということで、大体八、九億の金が信用組合を通じてさらに融通されるように今手配をいたしておる次第でございます。

以上政府機關としての金融の措置でございますが、さらに御承知の通り、最近一般に支払ひが遅延いたしまして、手形が長期化する傾向もございまして、そこで商工中金に勧奨いたしました、従来九十日を原則とし、例

外的には百二十日くらいまでの手形を割引くといふふうな仕事をやつて参つておりましたが、最近の手形の長期化の傾向にかんがみまして、これを三十日くらい延期いたしまして、百二十日よりましては原則としてやれる。場合によりましては百五十日でも貸付ができるというふうな措置もとらせたいと思つて、今その手配を終つておる次第でございます。なおこういうふうな支払ひの遅延あるいは手形の長期化の傾向にかんがみまして、特に金融機關に對しましては、大蔵省あるいは日本銀行にお願ひいたしまして、金融機關からのいわゆる親企業に對する支払ひの際におきまして、下請企業にできるだけよいに払うようにといふことを勧奨して参つております。また年末になりまして、政府支払ひも大体進捗はいたしたのでございまして、特に先般次官會議の決定をもちまして、政府支払ひを促進するようにという点、また政府支払ひに際しまして、下請の業者に支払ひを促進するようにという勧奨をしてもらうという二点につきまして、次官會議の決定を見たわけでありまして、それに応じまして、關係官庁の担当の課長に、その点を特に集まりを願つてお願ひ申し上げ、さらにまた地方庁等に対しまして、たとえば土木事業への支払ひといふふうな面を通じて、できるだけ年末の金融が中小企業にまで及ぶようにという手配をいたしておる次第であります。

○大西委員長 それではこの際中小企業に關する小委員長より發言を求められておりますので、これを許します。
○永井委員長 中小企業對策小委員会は、十月の二十六、七、八、三日開會いたしましたので、百貨店に關する問題、年末金融に關する問題、その他について三日開會をいたしましたのでありますが、この會議の結果、中小企業年末融資に關する決議を行いましたので、本委員會にこれを報告いたしましたので、皆様の御賛同を賜りたいと思つております。

この委員會においては、金融關係のそれ／＼の機關の責任者を招致いたしましたので、いろいろ調査をいたしました。審議過程におきましては、民主黨の笹本君、首藤君両君より、銀行機關の關係に對して、定期預金の強制歩積みの過重である点を痛烈に突き、しかも金融機關が非常な暴利をむさぼつて利益を上げておる。この利益を隠すために、各地各都市のほとんど目抜き通りに銀行の鉄筋コンクリートの建物が建ち、相當な利益を上げて、それが金を借りる關係にしろ寄せておるといふことについて、痛烈な質問がありました。年末金融に關する決議をここに読み上げまして、皆様の御賛成をいただきたいと思つております。

案
デフレ經濟を根柢とした本年度予算財政の實施の結果は、全産業分野に顕現せられ、なかんずくこれが影響を、中小企業分野において顕著に現われ、明年度予算財政規模の先行を考慮に入れるならば、本年末の様相はいよ／＼予断を許さないものがある。

ことに金融面における逼迫、中小企業専門金融機關への投融資の削減、一般銀行の中小企業金融に對する情熱の欠如と相まつて、不況にあえぐ中小企業前途をまつたく暗澹たらしめてゐるといふなければならぬ。

よつて本小委員會は

- 一、商工組合中央金庫、國民金融公庫、中小企業金融公庫、地方銀行、相互銀行、信用金庫等における政府指定預託金の引揚げを明年三月まで延期すること。
- 二、相互銀行、信用金庫等に對しては、資金運用部資金の導入をなし得るよう措置すること。
- 三、中小企業金融公庫の資金源については、少くとも月間三十億程度の貸付を行ひ得るようにする。
- 四、商工組合中央金庫に對する中小企業金融公庫の貸付二十億門は、商工組合中央金庫に對する政府出資に振替え、公庫に對する政府出資二十億は別途計上すること。
- 五、商工組合中央金庫の金融債引受については、少くとも五十億程度とすること。
- 六、金融機關、なかんずく市中銀行の中小企業貸出金利は大幅に引下げる。
- 七、金融機關の中小企業貸付に際しての歩積預金並びに定期預金の強制は嚴重に取締ること。

右決議する。

以上であります。

○大西委員長 それでは午前はこの程度にいたしまして、午後一時まで休憩いたします。

午後十一時二十一分休憩
午後二時四十三分開議

○大西委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず通商産業行政一般について政府当局より説明を聴取いたします。まず愛知通商産業大臣より渡米報告をかねて現下の通産行政につき御説明をお願いいたします。

○愛知通産大臣 まず私の先般の渡米に關係いたしました若干の御報告を申し上げ、あわせて最近のわが国の経済情勢の概観を申し上げたいと思います。私は去る十月十七日に出発いたしました。

まして、米国滞在中の前半は主として吉田総理大臣の訪米のための下準備をいたしました。後半におきましては、吉田総理大臣を補佐いたしました。行動をともにいたしました。十一月の十七日に帰国いたしましたのであります。

吉田総理の渡米につきましては、すでに総理大臣より御報告申し上げた通りであります。御承知の通りであります。従つて私の前半の吉田総理大臣の訪米の準備と申ししても、ひつきよう日米相互の理解を深め、相互の協力をより緊密にするための話合いに終始いたしましたわけでありまして、しかしてその話合いも終始非公式会談の形式をとりまして、日米両国相互に關係のある諸問題について率直な意見の交換をいたし、もつて相互の理解を深めるために努力いたして参つたような次第であります。

全般的にこの訪米の結果については総理大臣から御報告をいたしました通りでありますから、私からつけ加えることはございません。ただ私は通産大臣並びに経済審議庁長官としての立場上、経済問題を主として取扱ひ、この面における相互の理解と協力を深めるために特に力を注ぎました。

た關係上、経済面について主として御報告をつけ加えて申し上げたいと思います。

まず第一に申し上げたいことは、米

國側が過去一年間の日本の経済政策並びに諸般の経済問題の推移につきまして、正確な評價をしておられるような印象を受けたわけでございます。そのある部分につきましては、相当の敬意を払つておると言つても言い過ぎではないと思ふのであります。すなわち国際収支の均衡回復のためにとつております諸般の政策、あるいは自主的な防衛力増の努力、及び国民の真剣な努力と政府の施策に対する国民の協力に關しまして、敬意を表しておると思ふのであります。

去る十一月の十日に発表せられました日米の共同声明の中にも、特に今日日本が経済上の困難な諸問題を解決するために払つておる努力を米國がよく認識しておる旨を述べておるもの、この現われと考へるのであります。申すまでもなく、自由諸國がそれ／＼健全にして強力な経済を通じて互いに手を携へて、自由と繁榮の維持増進に協力して参りますことは、きわめて望ましいことと存するのであります。さればこそ共同声明にも、日本国民の経済的な福祉が自由世界全般にとつても重要な事項であるとうたつておるのであります。

第二に、東南アジア経済協力についてでございます。日米兩國がアジアの自由諸國、併いて申せば、南及び東南アジアの自由諸國の経済発展に互いに協力する旨の了解が一般的にできたわけでございます。吉田総理大臣は特にこの面において日本が寄与する決意を確認し、当該地域の経済発展につきま

して日本としてもあつた限りの協力を

行ふことを希望する旨を強調いたしましたわけでございます。この東南アジア経済協力、経済発展の根本方針は、具體的にはたとえば剩餘農産物処理による見返り円資金の一部が、当該地域との経済の共同発展のために使用せられる旨の日米兩國の了解、及び米國政府が東南アジアの経済協力をあらためて考慮せんとするところの動きともなつて現われて来ておるものと思ふのであります。

第三は、日米通商關係の改善の問題でございます。私はわが國がドル地域との貿易の不均衡が著しく、貿易面の不足を特需によつて補つております状況にかんがみまして、またその特需が減少傾向にあることに顧みまして、ドル地域に対する輸出の伸張が日本の正常貿易の発展のために最も必要である点を米國当局に十分説明いたし、米國側もこの点に關する理解を深めたものと確信いたしております。すなわち米國に対するわが國の主要輸出品であります生糸、水産物、カン詰あるいは各種の雜貨類等につきまして、米國側としても關稅その他の点において、これらの商品の輸入に格別の考慮を払われるよう要請いたした次第であります。さらにこの正常な輸出の伸張によりまして、ドル收支の改善が行われるまでの間、特需によるドル収入の確保が日本経済にとつてきわめて重要な意義を持つてゐることの認識をより深めるような話合いもいたして参つたのであります。しかし米國政府が日本の貿易を伸張し、もつて日本国民の福祉をさらに増進いたしますため、米國としてとり得る各種の施策については、今後と

も好意をもつて検討する方針を声明いたしております。特に十一月十三日には、米國務省は、日本の通商上の機会を拡大する目的をもつて、關稅引下げの対日交渉を行う旨の発表をいたしておるような次第でございます。かくして私も、今後の日本と米國及びその他諸國との貿易拡大に期待を持つものであります。

第四は、剩餘農産物処理の問題であります。この問題につきましては、一億ドルに上る農産物の処理計画につきまして、兩國政府が了解に到達し、市場価格八千五百ドル相当物資は日本に門貸で売却され、またコスト千五百ドル相当物資は現物で日本に譲与され、児童給食並びに被服計画のため使用されることになつたのであります。八千五百ドル相当の門貸のうち、七割に相當する部分は日本に門貸借款として供与せられる。わが國はこれを農業開發を含む國內經濟の改善及び地域的な經濟発展に使用せんとするものであります。これによりまして、内は經濟開發並びに改善、外は東南アジアとの經濟交流及び發展に資するところ大なるものがあることを確信するものであります。

第五はガット加入の問題、外資導入の問題、生産性向上計画の問題、その他諸般の經濟問題の検討であります。特にガット加入問題については、米國の好意を謝するとともに、外資導入につきましても双方率直な意見の交換をいたしまして、この問題に關する理解を深めたつもりでございます。なお外資導入に關連いたしまして、世界銀行の借款につきましても、世界銀行当局と話合ふ機会を得たのであります。

農業調査團による報告もすでに銀行側においては完了し、水力電気、飲工業關係も順調に調査が進んでおるようでございますので、きわめて明るい見通しを持ち得るに至つたのであります。なお生産性向上計画の實施につきましても、基本的な了解に達したのであります。

最後に米國政府が原子力委員會を通じて、原子力の平和的利用について歴大なる文獻を日本政府に寄贈されたことを報告申し上げます。

以上經濟問題について若干の御報告をいたしましたのでありますが、經濟の面のみを考へてみましても、兩國の理解と協力を深める上に多大の成果を収めたものと信ずるのであります。さらに申し上げたいことは、以上申し述べました種々の經濟上の諸方策が、すべて日本經濟の改善及び生活水準の向上を促進するために資するところの大なるものがあることにつきまして意見の一致を見たことでございます。最近わが國の經濟は正常化の一途をたどり、國際収支も六月以來黒字を記録しておるようなわけでございますが、今後ただいま御報告申し上げましたような諸方策が、日本經濟の改善及び國民生活水準の向上を促進する方向に實現されるように一段と努力をいたしたいと考へますし、またこれによりましてわが國經濟の前途に希望を持たしめるようにいたしたいものと存する次第であります。

次にごく簡単に最近の經濟情勢を概観いたしたいと存するのであります。ただいま申しましたように、われ／＼の政策の中心である經濟正常化政策、特にその最大の目標でありました國際

収支は六月より黒字に転じ、爾後毎月相当額の黒字を続けて参りました。この結果本年度上半期の国際収支の実績は約八千万ドルの黒字となりました。また危機されておりました外貨の保有量も、六月初めに比しすくとすでに億ドル以上の増加を来しておるのであります。従いましてこの状態が進みますれば、本年度の国際収支は相当の黒字を予想し得ると考えるのであります。一方国内物価はここ半箇年間に一割近く低落するとともに、日本銀行券の発行高もほぼ昨年度並に推移いたし、わが国経済の正常化は順調に進んで来ておるのであります。このことはわが国経済政策の中心目標であります経済自立の達成に一歩ずつ堅実に近づいておることを意味するものでありまして、まことに御同慶にたえないところと存じます。私は本年初頭第十九国会におきまして、昭和二十八年の日本経済を回顧し、経済自立の基盤を達成いたしましたために、当時のインフレ基調を転換して通貨価値の安定をはかり、経済の健全化を推進することをもつてあらゆる政策の中核としたのであります。わが国経済がたまたま申しましたごとく改善されて参りましたのは、とりもなおさず昨年末以来わが国の経済の正常化、健全化を目的として参りました諸政策に国民各位が心から協力され、政府と一体となつて経済自立のための努力を惜しまれなかつた結果にほかならないと考えるものであります。

この機会に過去一箇年間に於ける経済正常化政策の大体の足取りをごく概略申し述べたいと存じます。御売物価は一昨年以來漸騰を続けて参つたのであります。本年の二月を境といたしましては逐月下落を続け、最近におきましてはピークのときに比べて約七%の低落を示しております。また一昨年以來騰貴を続けておりました小売物価も本年四月ころより横ばい、ないし下押し傾向を示して参りました。一方海外諸国の経済情勢は幾分好転して参りましたが、日英協定等の効果とも相まちまして、わが国の輸出は三月以來毎月好調を続け、十月までのところ前年同期に比して二割七分の増加を示しております。次に輸入は、国内における輸入金融の引締め、不要不急品輸入の抑止及び輸入の差控を反映いたしまして、三月以來漸減し、これを前年同期に比較いたしますと七%の減少に当るのであります。その結果わが国の国際収支は、いわゆる特需収入が昨年よりも減少したにもかかわらず、先ほど来申し上げておりますように六月以來黒字に転じまして、年間を通じ相当額の黒字になるものと予想されるに至りました。もとよりここ一箇年來、政府、国民協力して推進して参りました一連の経済正常化政策の顕著な成果の陰には、政策の進展に伴います摩擦的な現象も看過いたしたくないことはもちろんでございます。鉱工業生産指数は三月以來下降に転じ、雇用も低下し、具体的失業率、倒産の事例も見られるのであります。政府といたしましては、この対策につきましても、今後ともあつた限りの措置を講じなければならぬと考えておるのであります。しかしながら世上一部において現在政府のとりまかす政策の緩和を望む向きも見られるのであります。諸般の事情の好転にもかかわらず、なおわが

国経済の前途には樂觀を許さぬものが多々あるのであります。昨年来の米回における景気後退の現象は、本年半ばをもつては終息したものと見られるのであります。が、英国、西ドイツ、その他西ヨーロッパ諸国におきましては、自国の経済体制の整備を完了し、通貨の交換制の回復、貿易の自由化等に向つて着実な歩みを続けておるのであります。今後の海外市場における競争はますます激烈になるものと覚悟いたさなければならぬと存じます。またわが国の国際収支は著しく好転して参つたといふものの、産業の合理化、コストの引下げ、特需の減少に対応する正常輸出の伸張、実質的外貨収支の改善には、なお幾多の努力を要するものと存じます。このため政府といたしましては、わが国の産業、特に基礎的産業につきましては、近代化、合理化を引続き強力に推進することによりまして生産性の向上をはかり、製品コストの大幅な低下を実現し、もつてわが国産業の国際競争力を増強しなければならぬと考えるのであります。従いまして、石炭鉄鋼業の合理化につきましても、コストの引下げと価格の安定をはかりましたために、相当強力な施策を実施し、また鉄鋼業その他につきましても随時適切な合理化対策を講じて参らなければならぬと考えるのであります。

次に、わが国経済の発展が一に輸出の伸張にかんにかつておる事実を顧みまして輸出力の増加のためには、今後とも国内消費の増加を抑制することによりまして、国内物価の国際水準へのさや寄せをはかるため、いろいろの措置を講ずべきことは申すまでもございせんが、さらにこれと並行して、輸出の計画的かつ総合的な伸張をはかりましたため、先般最高輸出会議を設立いたしました。さらにそのもとにおいて商品別に輸出会議を設置し、その具体的な方策を考究、実施して参りたいと考えておるような次第でございます。

なおそのほかに、今後においても市場開拓を目的として、いわゆる経済外交を推進することはもちろんであります。が、対外信用の確保に努め、輸出商社を強化し、国際競争力を培養して参らなければならぬと存じます。また先般ビルマとの間の賠償並びに経済協力に関する協定の締結を見ております際でもありますので、今後これが適実なる実行に誠意をもつて当りたいと存じます。さらに東南アジア諸国との貿易につきましても、最近プラント類の輸出も漸次増加する趨勢にあるのであります。が、今後とも同地域との貿易の拡大をはかつて参らなければならぬと考へております。また中共、ソ連の貿易につきましても、国際協力の線を守りつつ、あつた限りこれを伸張せしめるように努力をいたさなければならぬと考へております。

中小企業につきましては、これがわが国産業に占める地位の重要性にかんがみまして、今後とも引続き金融面その他においてその振興対策を促進いたします。すなわち、一層協同組合の結成等その組織化を推進し、輸出適格業種の中小企業につきましては、これを輸出面に直結して育成して参りたいと考へておるような次第でございます。

以上、私どもの大体の情勢判断並びに希望を申し述べたわけでございます。が、かような考え方のもとに、今後たとえ昭和三十年度の予算の編成その他具体的施策について、これを適切に措置いたし、また計画化したしたいと考へておるような次第でございます。

以上、出張中の報告とあわせまして、最近のわが国の経済情勢の概観を御説明申し上げた次第でございます。

○大西委員長 以上で説明は終了いたしました。これについて発言の通告がありませんので、これを許します。加藤清二君。

○加藤(清)委員 ただいま大臣からまことにけつこうな御高説を承りました。ありがとうございます。ところで輸出振興、中小企業等の指導育成とはおよそ逆な結果を招来するやうな現象がたまたま起きつておりますので、その点についてお尋ねしてみたいと存じます。時間がございませんので、私も簡単に御尋ねいたします。要領をつかんでお答え願いたいと存じます。

まず第一に、政府の行つたところの措置が、そのために被害をこうむる業界とか地区がある場合に、大臣はこれを救済する最高責任があると思ひますが、一体大臣はこれに對していかうにお考えになつておられるか。またこれから行われようとするものがプラスの面が少くしてマイナスの面が非常に多いとすでに予見され得る場合に、これをあえて行ふことは賢者のとらざるどころだと思ひますが、こゝういふ問題がもしあつたとしたならば、それについてどのような措置をとられようとなさいますか、私の質問の要点はそれだけで

でございます。

○愛知国務大臣 非常に抽象的なお尋ねでございますので、私のお答えが当るかどうかわかりませんが、最近、たとえばイギリスの大蔵大臣のバトラー氏が、やはり同じようにいわゆるデフレ・ポリシー政策の進行についていろいろと苦慮しておられるようでありまして、そのある席上における発言の中に、いわゆる経済正常化政策、いわゆるデフレ・ポリシーに傾くような政策をとる場合には、特にデパート・ビュローン・コンシダレーションが必要であるということをお自分自身は痛感すると言っておるようであります。すなわちこういう政策をとります場合には、人間的なことができるだけ深い考慮とでも申し上げますか、こういうことが政治家として考慮に入れなければならない要素であるということをお言っておられるようでありまして、私はこの言葉に非常に感動をいたしました。ひとり中小企業の問題のみならず、大きな政策の進行の途上において、ある階層あるいはある土地あるいはある産業等にいわゆる偏りがある場合に、それに対してできるだけ適切な心配りが必要である。これは実際、大きな目的のために行うべき政策について、どれもこれもいいことは私にはできないと思ひますが少くともまたたかい心配りが絶対に必要である、こういうような気持ちで今後とも参りたいと思ひます。

○加藤(清)委員 抽象的でおわかりにくいというお話でございますので、時間を拝借いたしましたので、少し詳細に申し上げたいと思ひます。ただいま、ほかでもございませうが、大臣のほうから、中小企業安定法の二十九条が綿、

スフ、絹、人絹に発動されたわけでございますけれども、業界を助けようと思つて発動されたその結果、機械をつくつていて業界に非常に大きな悪影響を及ぼしたことは政府当局もすでに御存じの点でございますが、かりに簡単に数字をあげてみますならば、機械メーカーは月に二千台から二千五百台程度の機械を生産しておつたわけでございますけれども、この発動のおかげで設備の更新は許されなくなつたとしても、増設が禁止になりまして、その結果当然ここに千数百台の機械が売れなくなる、こういう結果をもたらしたわけでございます。その結果まず大手筋三社に例をとりまして、そうでございますが、この法が発動されるという声が一時的にだけでもつて、すでに千数百人の首切りが行われております。賃下げが行われておりまして、かてて加えて一週間五日制をとるうではないかということまで言われております。そのほか紡織や機械の産業構造は大臣がよく御存じの通りでございますが、この機械は大きな組立て工場だけでなく、下請に仕事の約半数はまかされるわけでございますが、これらの下請企業はほとんど転換のやむなきに至つておるわけでございます。この問題に對しまして一体大臣はどのような救済策、先ほどおつしやいましたあたたかいい心、あたたかいい慮をしていらつしやいますか、具体的に

○愛知国務大臣 本件につきましては加藤議員の方が私よりこの経緯等については非常にお詳しいと思ひますし、また問題の焦点並びにそれに対する当局側の苦心も十分御承知の通りと思うのであります。が、本件の重要性にかんがみまして、御案内のごとく主として老朽機械のとりかえ等を中心とする業界の合理化を計画的に促進するといふ考え方で、現在通産省を初めとしたしまして、関係通産局ごとに都道府県調整組合、それから機械の製造の業界金融機関、これらの関係各層をもつて織物設備合理化促進協議会を設けたわけでございます。各地方の実情に即した具体的な合理化案を、各地の実情と御希望にできるだけ沿うような具体案をこの協議会から打出していただいで、当局がこれを推進する、こういうふうな考えで施策を講じておるわけでありませう。

○加藤(清)委員 その協議会の発足の折にすでに政府側からもお話がありましたし、またこの問題が取上げられた折に、この委員会でも担当局長から答弁があつたわけでございます。が、設備更新に必要なところの融資、あるいは転換業に對するところの減税措置、輸出振興等々によつてこれを救済するという答弁がなされておりますけれども、抽象的なお答えでは商売になりません。そこでぜひひとつ具体的にどのような措置を講じているかを

○愛知国務大臣 この金融の問題につきましては、すでに私の留守中にも繊維局長から御説明いたしましたのでありますが、通産省といたしましては、特にこのために、これも御承知と思ひますが、中小企業金融公庫と商工組合中央金庫にねん／＼手配をいたしまして、具体的な協議会からの提案が出るに従つて、これについて格段の考慮と援助をいたすように手配をいたしてお

るような次第であります。

○加藤(清)委員 それでは政府としては現在融資にはどの程度、減税についてはどういふ場合には減税するとか、あるいは輸出振興についてはどのよう

な措置をとるといふ具体策はお持ちにならぬ、こういうことでございますか。

○愛知国務大臣 私が今申し上げましたのは、たとえば加藤会社に何億圓、愛知会社に何億圓というふうな意味の具体的な融資のわくというものを決めて決定するとか準備するとかいう意味ではございませんから、その関係においては具体的なないといふ仰せらるるかもしれませんが、計画としてこれら関係の金融機関に對して十分に連絡をとり、指示をいたし、そうしてそれに対してケース・バイ・ケースの処置をしよう

に倒れつつあり、首切りが行われつつあるやさきにおいて、まだ具体策がないといふことでは、少しおそきに失しやしないかと思ひますが、いかがなものでございませう。

○愛知国務大臣 その御懸念はまことにごもつともだと思ひます。が、すでにこの協議会の発足を積極的

に促進し、また積極的にこれによつて救済策を講じようとしておる今回のわれわれの立場でございますから、窓口でまつた同情なく追ひ戻されるといふようなことは絶対に起きないといひたいと思ひます。ただこれは問題の性質上、ただいまお示しがございましたが、二十五億とかあるいは三十五億とかいふようなことで大きくわくをかけるべきものでないのではなからうか。やはりできるだけ積み上げて参りまして、ケース・バイ・ケースにその土地々々の事情も十分勘考して処理をいたすべきものと考へるわけでありませう。

○加藤(清)委員 それでは今後協議会から出て参りましたところの答申は、政府が先ほど大臣のおつしやいましたように、あたたかいい心をもつて額面通り実行に移していただけるものでしやうか、それはできないとおつしやるのですか。

○愛知国務大臣 十分好意的に考慮するように指導いたす方針でございます。

○加藤(清)委員 融資に引き続きまして、転換業の者に対するあたたかいい心やりが一体どのように行われるかを承りた。

○愛知国務大臣 それは繊維局長からお答えいたします。

○永山説明員 機械のメーカーの転廃

業の問題でございますが、これは二十九条の発動の前後におきましても再々申し上げ、またたいたい大臣から答弁申し上げましたように、われ／＼の方としては合理化の促進をするということ、すでに地方におきましても各地において合理化促進の打合せをいたしまして、着々その進行を見ておるのでございます。しかして現状においては十二月末までに過渡的に機械の製作を認めておるのであります、むしろ目下はその過渡的な機械の製作に相当忙がしいという状況のようでありまして、おつかけてさらに合理化の機械がだん／＼と軌道に乗つてそれ／＼の工場に活用されて来るということになりますので、従つてこの二十九条の発動によつて、これが原因で転廃業の問題が生じ来るというような事態はわれわれとしては考へておりません。

○加藤(清)委員 考へておられない

なりますとこれはたいへんなこととてございしますが、それは御承知の通り下請の企業、特に鋳物屋さんあたりは専業者もございしますし、混合業者もございしますけれども、下請はほとんど専業でございします。この専業が五〇％も仕事ができなくなるということになれば、勢い転廃業せざるを得ないわけでございます。ところが転廃業しようと思ひましても、ほかの仕事がふんだんにあるような社会情勢の場合は、野放しにしておいてもとりつく島もあるでございまして、今日のようないずれの業界を見ましても、金詰まり、設備過剰、こういう折に行方も定めて首を切られてしまひ、仕事を奪われてしまつた人を、もし野放しに政

府が、今大臣のおつしやつたあたにか

い心やりなしに放任されるということになりますと、これは先ほどの大臣のお言葉と少し違ふじやないかと思われ

るわけでございます。この点いかがな

ものでございませう。

○永山説明員 私の申し上げるの

は、合理化の促進をいたしまして、できるだけ発注の台数が減らないように現にわれ／＼の方でたゞいま受けておりま

すいろ／＼な調査の進行、そういうものを見ましても、年間ならして台数を

見ますれば、二十九条発動前とそれほ

ど大きな変化を来すということはない

と思つております。あるいはむしろ合

理化計画というものが当初の希望通り

に進行して参りますれば、多少ずつで

もむしろ発注の機械はふえ得るのじや

ないかというところに考へておるの

であります。しこうして先ほど申し上げ

ましたように、現状におきましては

過渡的な状態で非常に発注が一時的に

殺到をしたというふうな状態でありま

すので、あるいはその直後には若干の

波があるかも知れませんが、また御承知

のように線、スフ業界あるいは鋳、人

網の業界にいたしましては地域も業態

も広くて多いわけでございますので、

従つてこの合理化機械の発注が全般的

に軌道に乗つて来るのには若干のタイ

ミングがあるだらうと思ひますので、そ

の間の問題は多少はあろうかと思ひま

すが、お話のような転廃業というよう

な問題は一般のデフレの影響でそうし

た事態になるというとはあるいはあ

り得るかも知れませんが、直接この二

十九条の問題が原因で転廃業問題が出

て来るということとは私どもとしては考

えていないということをお願いしたい

と思ひます。

○加藤(清)委員 大臣のお座敷がか

つたそうでございますので、私大臣に

と考へております。

○加藤(清)委員 これも具体的なこ

七

の性能度にも影響して来る。とかく日本の輸出品は粗悪品であるということが定評になっておられるうちに、この機械だけは世界いづれの国に伍しても負けない。だからこそ、世界一の織維王国でありますイギリスにおいて、日本の機械のパテントをわざ／＼

買い取つて行つてゐるという現状でございます。ここに大きな影響を及ぼすと存じますが、これに対して先ほどの局長のお話ですと、二、三箇月のプランクがあるかもしれないということでございます。二、三箇月さえも待ち切れないという状態を、大臣はよく御存じのはずでございます。資本の蓄積がどん／＼行われておる大紡績ならばいざ知らず、そうでない中小企業は、年の瀬が越せないという今日、二、三箇月のプランクの間にみんな飢え死してしまわなければならない。転産業をしなければならぬ。そういう方々に、注文ができるようになったからもう一度帰つて来いといつても、これは覆水盆に返らずでございます。そこでこの点について、大臣としてははたして先日の答弁だけで事足りるとしていらつしやいますか、あるいはこの問題については、政府みづからがいろいろ種々から、それについては特別に刈り取る用意があるとお考えでございますか、その点を尋ねたい。

○愛知國務大臣 私が一万人あるいは二万七千人と申しましたのは、二十九年度の後半におきまして、予算上の節約の解除、予備費の使用あるいは今回の御審議を願つております補正予算で考究いたしておりますさしあたり吸収を要する失業者の数ということで申し

上げたわけでございます。これらの人数の算定その他につきましては、労働省を中心としたしまして関係各省が十分に検討いたしまして、さしあたり吸収を必要とするこの新たな失業者に対して、とりあえず二十九年度中の緊急措置を講じたものであります。

第二に、ただいまの問題でございますが、傾向としては確かにたゞいま御指摘のようなことがございしますが、その数量や時期等につきましては、実はそれほどまでに私どもは考えていないのであります。たとえば機械にいたしましては、仕掛品も相当あるようでございます。従つて熟練工を急激に大量に餓死するということは、實際問題としても私はあり得ないと思つております。若干の臨時工その他において餓死整理されるものもある程度ございまいしょう。これは否定するわけに参りませんが、これらの点も考慮いたしまして、政府としては補正予算を編成いたしましたわけでございます。

なお三年度予算等につきましましては、別途にこれらの状況をさらに深刻に検討して対策費を計上しなければならぬと思つております。

○加藤(清)委員 綿糸布、絹、人絹だけでもこれだけ大きな影響があります。その影響を甘く見るか辛く見るかによつて見解の相違は生れて来るであらうまいが、私はうそを言つておるのではありません。具体的事実を一人一人つかんでおりますけれども、悲しいことにその実証をあげる時間がな

いので遺憾とするものでございます。この点政府側も向う岸の火事と思わずに、機場だけを助けてそれで事足りれとせずに、それを助けるために被害を

受けた側もとくと御考慮に入れて、ひとつ御計画を立てていただきたいものだと思います。ほのかに承るところによりますると、毛織業界にも同様な措置がとられるというお話でございます。また毛織業界の一部の人の、機械屋はどうなつてもやむを得ないんだというような声も聞いておるのやきに、政府としてはやはり機械屋は死んでもやむを得ない、機場さえ助ければそれでいいんだ、こういうお考えでございまいしょうか。毛織業界に対する発動についての大臣の覚悟を承りたい。

○愛知國務大臣 毛織物についてはまだ私どもはそういう方針をきめておりません。なお機場さえ助ければ機械業者は死んでもいいなどということは絶対に考へておりません、念のために申し上げておきます。

○大西委員長 加藤君に申し上げますが、通産大臣が求なければ審議できないと言つておるそうですから、もう一点ぐらいにお願いいたします。

○加藤(清)委員 これはしり切れとんぼの形でございすけれども、もう一点だけ……。一番最初にお願ひしました将来予見し得る問題でございす。二十九条の発動にからみまして、計画がえをしなければならぬ工場があらにもこちらにも出て来ておるわけでございますけれども、政府は化学繊維の五箇年計画からこの点を奨励していられつしやること存じます。もしその工場が人畜に大きな被害を及ぼすと予見され得る場所にその工場施設をしようという計画があつた場合において、具体的に進められております。それは政府としては一体どういう態度

でこれに臨まれますか。

○愛知國務大臣 原則的なお尋ねでございますが、それはお話のように問題の点がありまが、これは具体的な会社並びにその土地の事情等によりまして、ひとつ行政的にできるだけの配慮をいたしたいと存じます。

○加藤(清)委員 それでは、これも抽象的でおわかりにくいと存じますから具体的に申し上げますが、名古屋は木曾川から水道が通つております。この上水道の取入口の上に工場が今できようとしております。すでに工事が進められておるのであります。厚生省も文部省もこの点をよく知つてゐるところでございますし、通産省でも知らないのは大臣だけで、あとの次官以下はほとんど御存じでございます。これを通産省としてはどうなさろうとお考えでございまいしょうか。この点を承りたい。

○愛知國務大臣 まことに恐縮でございますが、今あなたの御指摘の通りで、私は存じませんでしたので至急検討いたします。

○加藤(清)委員 それではまだ研究ができておらなければやむを得ないのでございすけれども、要は二十九条の発動からして、もうここに機場はつくらない、こういうことでございすね。これは言えますね、新設に対してでもこの二十九条ははつきりと適用される、こういうことでございすか。

数として入れかえになるという形で新設をするということになりますれば、それは二十九条の対象にはならないのでございす。

○加藤(清)委員 設備の更新の方は私もお願ひをしておる方でございますから、それをお尋ねしてゐるわけではございせん。ただ問題は二十九条発動の折にも話が出ましたが、大資本の方々が小資本の不景気をにらんで、ほとんどとまつていた機屋あるいはスクラップとして倉庫にほうり込まれていたところの機等を集めて参りまして、これを新しく設備をする。そうしてこれを更新して行くのだということについてはいろいろ問題があるかと思つてございす。これは審議会にも協議会にも話合ひに出たことであります。が、綿工連の安藤梅吉さんは、さういふことはございせん、従つて大きいものだけが得をして、小さいものだけが損をするというところはございせん。と答えていらつしやるが、今申し上げたように木曾川の上にさういふことがすで行われておるわけですか。それは通産省ではないが、ほかの省へ具体的に言つて来ておられる。そういうことについておそこではつきりと契約をしたことをほごにして来るそのものについてもお許しになりますか、なりませんか。

○愛知國務大臣 先ほども申しましたように、ひとつ具体的な計画について十分検討させていただきますと思ひます。

○永山説明員 ただいま加藤委員のお尋ねの問題は、おそらく他の設備登録をされた権利を買つてそこに新設をするか、あるいは他の古い設備を買取し

てそれを更新するという形で、新しい設備をつくるというケースではないかと思うのですが、御承知のように二十九条は、機械台数全般についてこれ以上はふやさないということを言っておるのであります。従つて、どういふうですが、入れかえの場合はむろんいいわけですが、あるいはまた他の登録済みの機械を譲り受けをいたしました、それを更新するという形で設備の新設をするということも、二十九条では別段押えてはいないのでございませう。

○大西委員長 それでは、この際中小企業の年末対策に関する件についてお諮りいたします。本件につきましては午前中の委員会において中小企業に関する小委員長より報告がありましたが、お手元に配付いたしてあります決議案を当委員会の意思として決定いたしました存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○大西委員長 御異議なしと認め、それではさう決定いたします。

本日はこの程度とし、次会は明日午前十時より開会し、付託法案の審議を進めます。これにて散会いたします。

午後三時四十七分散会

〔参照〕

中小企業年末融資に関する決議案

デフレ経済を根拠とした本年度予算財政の実施の結果は、全産業分野に顕現せられ、なかなしくこれが影響は、中小企業の分野において顕著に現われ、明年度予算財政規模の先行を考慮に入れるならば、本年末の様

相はいよいよ予断を許さないものである。

ことに金融面における逼迫、中小企業専門金融機関への投融資の削減、一般銀行の中小企業金融に対する情熱の欠如と相まつて、不況にあえぐ中小企業の前途をまつたく暗澹たらしめているといわなければならぬ。

よつて本委員会は

一、商工組合中央金庫、国民金融公庫、中小企業金融公庫、地方銀行、相互銀行、信用金庫等における政府指定預金の引揚げを明年三月まで延期すること。

二、相互銀行、信用金庫等に対しては、資金運用部資金の導入をなし得るよう措置すること。

三、中小企業金融公庫の資金源については、少くとも月間三十億程度の貸付を行い得るようにするにと。

四、商工組合中央金庫に対する中小企業金融公庫の貸付二十億円は、商工組合中央金庫に対する政府出資に振りかえ、公庫に対する政府出資二十億は別途計上すること。

五、商工組合中央金庫の金融債引受については、少くとも五十億程度とすること。

六、金融機関、なかなしく市中銀行の中小企業向貸出金利は大幅に引下げること。

七、金融機関の中小企業向貸付に際しての歩積預金並びに定期預金の強制は嚴重に取締ること。

中小企業に関する小委員会決議第十号中正誤

頁 段 行 誤 正
一 五 七 一 昨年の暮 一 昨年五月
六 一 末 一 百貨店取締 商品券取締
二 末 三 法な値段を出 法に説明して
しておる いる

昭和二十九年十二月七日印刷

昭和二十九年十二月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局